

2019年9月21日

市長・町長 殿

石川県社会保障推進協議会

代表委員 飯森 和彦

同 奥村 回

同 桶間 諭

同 橋本 明夫

同 松浦 健伸

## 住民のいのちと健康、福祉を守るために 社会保障施策の拡充を求める要望書

貴職におかれましてはますます御清栄のことと存じます。住民に開かれた行政のために労を惜しまぬ御尽力に心から敬意を表します。

私たちは、今年20年を越える自治体キャラバン行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

もとより、私たちは、安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、主人公である住民と住民の健康・生命・暮らしに責任をもつ自治体とが協力・共同して、その地域の特性を生かしたサービス・制度をつくりあげることが重要であると考えています。その立場から、私たちは、住民が笑顔で安心して暮らせるようにしていくために、そして、住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項の実現を要望するものです。

### ★「重点要望事項」（懇談はこの重点要望事項に絞って実施します）

#### 1. 子育て支援について

★(1)6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市区町村に努力義務化されました。2018年度金沢市が実施した「子どもの生活実態調査」のように、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにして、その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。

教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】能美市では、平成29年3月に「能美市 子ども・若者の生活に関するアンケート」、平成31年3月に「ひとり親世帯の生活状況等に関する調査」と「子ども・子育て支援事業に関する調査」を実施し、分析結果を今年度策定予定の「第二期子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むことで、従来の計画に「こどもの貧困計画」と「自立促進計画」の性格も併せ持つ計画とする予定です。

学習支援を希望するひとり親家庭（小学4年生～中学3年生の児童生徒対象）に対し、学習支援事業を実施し、学習支援や進路相談等サポートを行っています。また、夏季学習支援時には社会福祉協議会の「学習応援弁当」、冬季学習支援時には小学生と調理を行い、中学生にも食べてもらっており、長期休暇中の「居場所づくり」や食事サポートの面を併せ持つ事業としています。こども食堂の取り組みとしては、能美子ども食堂ネットワークと連携し、ゆるやかな協働体制のもと、必要時支援を行っています。

(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000 円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。

【回答】：これらの要望については、県の市長会を通じて要望しております。

(3) (志賀町・七尾市のみ) 子どもの医療費助成制度について全国で熊本県3市町、志賀町、七尾市の5市町のみ、未だに償還払いです。志賀町・七尾市は子どもの医療費助成制度について現物給付化を早急に実施してください。

★(4)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。

【回答】学校給食費に関しましては、食材費相当額のみを保護者の皆さまにご負担していただきおり、人件費や光熱水費等運営に係る経費に関しましては、公費で対応しております。学校給食費は、憲法第26条や学校給食法第11条に示されている通り、義務教育の無償化の対象にあたりませんので、学校給食費の無償化については考えておりません。多子世帯に対する支援を行うことも現在検討しておりません。

(5)就学援助制度の改善

①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月からの生活保護基準引き下げにより現在の対象者が切り捨てとされないようにしてください。

【回答】2019年4月から対象を非課税世帯から生活保護基準の1.3倍に拡充し、対象範囲は広がっています。また、拡充に伴い認定者は増えています。

②申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】能美市では学校のほか、市教育委員会でも受付しています。民生委員から指導・助言を受けることはできるとしてはいますが、証明は必要としていません。

周知については、4月に学校をとおして、全児童生徒の保護者にチラシを配布、HP等で周知しています。

③就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金は、要保護世帯の入学準備金と同額にしてください。

【回答】今年度の入学前支給より要保護世帯と同額としています。

★④就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。同時に加賀市が実施したように「現物給付化」してください。

【回答】昨年同様に、学校ごとの給食会計の運用が異なるため「現物給付化」をすることは考えていません。

(6)学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大してください。

【回答】現在能美市では、SSWが1名配置され、定期的に市内小中学校を訪問しております。児童生徒の情報を収集し、児童生徒や保護者・教職員に関する様々な相談活動や支援活動に諸機関と連携して活動を進めています。能美市の規模からすると、1名が適正な人数だと考えています。

(7)児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの全校配置を実施してください。

【回答】能美市では、県のスクールカウンセラー配置事業により、本年度から全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置しています。

★(8)幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額 4500 円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになりました。(生保世帯・第3子、年収 360 万円以下は免除)副食材料費の実費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

【回答】能美市では、市内施設利用の18歳未満の児童から数えて、第3子以降の全ての児童の副食材料費は無償とし、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を拡充しております。

(9)保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください(処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)。

【回答】能美市においては、子どもの安心・安全のために配置基準を緩和せず運営に努めています。早期保育や延長保育時間におきましては、短時間勤務者を雇用し複数人での保育を実施しています。

(10)2018年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。

【回答】【2018年度乳幼児健診】

4か月児健診 対象者 370人、受診者 360人、未受診 10人

1歳8か月児健診 対象者 435人、受診者数 412人、未受診 23人

3歳6か月児健診 対象者 453人、受診者数 465人、未受診 12人

(※未受診者については、家庭訪問等で状況確認を実施)

★(11)学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齲蝕(虫歯)が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。

【回答】能美市の小中学生のうち、学校健診で「要受診」と診断された児童生徒の受診状況は、保護者に発行した「お知らせカード」に「治療済み」印が入ったものの返却状況によって把握しております。歯科については、能美市全体で9名が10本以上の齲蝕があると報告が出ております。

未受診の要因は、以前から通院している場合は、新たな受診をしなかったり、治療済みカードが返却されないなどの状況が多いです。新規に疾病疑いがある場合は、ほぼ全てにおいて受診している状況です。未受診の児童生徒に対しては、保護者に、再度受診を勧める文書を出す、個人懇談会で直接保護者に受診を勧める、長期休業前の保健だよりで受診を勧める等を行っております。

眼鏡については、9歳未満の小児の治療用眼鏡・治療用コンタクトレンズの作成費用が「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費」として健康保険の適用になると定められているので、能美市で

も乳幼児・児童医療費助成制度の適用となります。

## II. 介護保険事業・予防事業・総合事業について

### (1) 介護保険料

★①一般会計繰入によって介護保険料を引き下げてください。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけてください。

【回答】介護保険制度においては、被保険者の保険料負担が過大なものにならないよう一定の公費（給付費の50%：うち国25%県12.5%市町12.5%）が投入されており、独自に一般会計繰入を行うことは、64歳以下の現役世代の理解が得られにくいため、考えておりません。国庫負担金の割合の拡充については、市長会を通じ毎年度要望しております。

② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除してください。

【回答】消費税による公費の投入によって、第1段階～第3段階の低所得者に対して保険料の負担軽減が既に実施されております。64歳以下の現役世代が保険料を支払っている中で、一部とはいえ、高齢者が保険料をまったく支払わないということは、現役世代の理解を得られるものではないため、保険料の免除は考えておりません。

★③これ以上の介護保険料の引き上げをやめるために、国に調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げることを要望してください。

【回答】調整交付金については、市長会を通じ毎年度要望しております。

### (2) 介護利用料・補足給付について

①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。

【回答】低所得者の介護サービス利用料の軽減を図るため、訪問サービスにおける利用者負担軽減事業を実施しています。

②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない方に対しては措置制度を活用して救済してください。

【回答】高齢夫婦世帯で要件を満たせば、特例減額措置となる制度で対応しております。

### (3) 介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。

【回答】能美市は、相談・申請は全て、あんしん相談センターが窓口ですので、専門職の対応となっております。あんしん相談センターによる総合相談にて、利用者やご家族と相談のうえ対象者の状況に応じて介護保険を申請しています。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、

現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所の委託は可能としています。現行相当サービスのケアマネジメントは現行と同額です。

③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】総合事業の訪問型サービスは利用者の状態を勘案し、あんしん相談センター等の支援計画に基づき実施しています。利用回数は週1～2回程度を目安に利用者の状況に応じて週2回を超える程度の単価設定も設けております。

#### (4) 基盤整備について

①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。

【回答】特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護、認知症対応型居宅介護等の施設の整備につきましては、近年整備が進んでいるサービス付き高齢者向け住宅等の状況を見ながら、必要量を確保していきたいと考えております。

★②国に対して特養ホーム入所基準を元に戻すよう要望してください。当面、特養ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。

【回答】特例入所については、石川県が作成した「指定介護老人福祉施設入居指針」に基づき、個々の事情に即して対応しております。

★③多くの有料老人ホーム等では、介護給付費と施設利用料負担の合計額が介護度に関わらず、一定になるように、施設利用料負担額が設定されています。従って、軽度者であればあるほど、介護保険外の施設利用料負担が増える仕組みとなっています。住民の「介護施設利用の負担の実態」を調査し、住民の負担軽減のための施策を進めて下さい。

【回答】市内の有料老人ホームでは居住費・食費は定額制になっており介護度により介護保険外の施設利用料負担が増減する仕組みになっておりません。有料老人ホームは利用者が任意で入居する施設であり、実態調査及び負担軽減のための施策は考えておりません。

#### (5) 総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】利用者の自立支援のための目標を具体的に設定し、必要な支援実施後に評価をしています。目標の達成状況により今後必要な支援について、利用者の方と相談のうえ、その人に必要な支援につなげています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】H27年度の開始年度の早期から総合事業に取り組んだことにより、総合事業の上限額が高く設定され、総合事業の整備を進めて来ておりますので一般財源を投入しなくても、確保できています。

#### ★(6) 介護職員確保について

介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。

- ① 「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。  
【回答】同様の調査を実施する予定はありませんが、次期の「第8期介護保険事業計画」策定に向け、支援の方策について検討を行います。
- ② 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。  
【回答】「介護・福祉の仕事の魅力発信事業」や「福祉の仕事マッチングサポート事業」など県の事業を紹介する等県や社協と連携して進めていきます。
- ③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。  
【回答】自治体によって、介護サービスの種類・数などは一律ではありません。例に挙げられた自治体と当市とでは状況が異なります。当市では「定住促進補助金」や「U1Jターン就職家賃補助」など人材不足解消のために移住定住を推進しております。
- ④ 国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、年収440万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めてください。  
【回答】現実的な制度であるとは考えられませんが近隣の市町の動向も注視していきます。

### Ⅲ. 高齢者医療・福祉の充実について

- ★(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。  
【回答】保険料滞納者に対しては、電話による納付勧奨等、接触を図り生活実態を確認し、保険料の分納相談を行いながら徴収に努めています。また、保険証の取り上げなどは行っていません。短期保険証については、6か月の保険証を設けていますが、期限が切れることなく交付しています。
- ★(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。  
【回答】75歳以上の高齢者の医療費を無料とした場合、能美市では約6.1億円以上必要と見込まれ昨今の厳しい財政状況の中では実施は困難です。後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税者は約2,000人であり、厳しい財政状況の中では医療費の無料化は困難です。
- (3)後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。  
【回答】能美市では障害者手帳3級以上の方については年齢制限を設けず医療費助成の対象としています。
- (4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。  
【回答】配食サービスは、食の確保と見守りの観点から実施しております。必要な方にはサービス

提供をしていきます。

(5) 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。

★①補聴器購入費助成制度を創設してください。

【回答】補聴器の助成につきましては、高度・重度難聴による聴覚障害で身体障害者手帳を所持している方に補装具の給付として制度化されており、基準に該当すれば低負担で給付を受けることができます。身体障害者手帳の対象となりにくい軽度・中等度難聴者の方の補聴器の助成については、現在全国市長会議において、対象範囲の拡大への見直しが提言されており、引き続き注視していきます。

★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」（猛暑の時、どのように過ごしているか等）を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。

【回答】熱中症予防については、民生委員が日頃の見守りにより状況の確認をしており、気になる人はあんしん相談センターにつなげるように支援をしています。また、エアコン購入を希望する場合は生活福祉資金の貸付を紹介する等の支援をしていきます。

★③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。

【回答】地域巡回バス（のみバス）は、年齢・障害の有無・距離には関係なく100円のワンコインで利用できます。また、高齢者は「シニアパス券」、障がいのある方は「障がい者パス券」が優待料金となっています。また、障害のある方には、福祉タクシー利用助成事業を実施しています。

★④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。

【回答】介護予防に関する教室は市内公共施設を会場としています。該当する団体には施設利用料を減免する仕組みが整っています。

⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・抜本的に拡充してください。

【回答】各町（内）会単位のいきいきサロンやのみ活倶楽部への活動支援を行っています。地域の通いの場の担い手養成講座を行い、通いの場の人材育成を充実してきております。

⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】地域福祉委員会等を中心とした地域のちょっとした困りごとの助け合い活動の基盤整備に対して一般介護予防事業で支援しております。

ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認のため緊急通報装置設置事業や配食サービス事業を行っているほか、シルバー人材センターに登録しているちょこっとお助け隊員が日常生活上の軽微な作業を担うちょこっとお助け隊サービス事業も行ってまいります。必要に応じて制度の検討を行っています。

⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください

い。

【回答】外出支援については、公共交通の在り方検討に合わせて検討していきます。車がなくても行きたい場所に移動できる手段の確保に向けて市民と協働で検討を進めております。

⑧ 後期高齢者の医療費 2 割負担反対の意見を国にあげてください。

【回答】後期高齢者が必要な医療を受ける機会を確保するという観点と、後期高齢者の医療費が増え続けているという現状から、制度を取り巻く状況を踏まえながら、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

★⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実（ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保、車椅子等々）、福祉避難所の整備等を実施してください。

【回答】能美市地域防災計画「個別マニュアル（要配慮者班）」に基づき要配慮者への情報提供、安否の確認、避難のための支援、避難所の整備等について市と各町（内）会及び関係機関が連携し、適切な支援を実施しています。

★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。

① 年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マコ経済スリット」は廃止すること。

【回答】「マコ経済スリット」を廃止すると将来の現役世代の負担が過重なものとなると考えられるため、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

② 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。

【回答】国の動向を見守ってまいります。

③ 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。

【回答】今後の国の動向を見守ってまいります。

④ 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分 3 万 3 千円をすべての高齢者に支給すること。

【回答】財源の確保や公平性の観点から、国の動向を見守っていききたいと考えております。

⑤ 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

【回答】今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えます。

#### IV. 障害者控除認定制度について

★(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得 125 万円（65 歳以上の場合、年金収入 245 万円まで）は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。

【回答】全ての介護認定結果通知にチラシを同封しています。



★(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。

【回答】能美市の基準に照らし、申請者に対して「障害者控除対象者認定書」を発行しています。対象者個別の通知送付は考えておりません。心身の状態に変化がなく、基準日が認定の有効期限内であれば、過去に発行した認定書をご利用いただけます。

★(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。

【回答】全ての介護認定結果通知にチラシを同封しており、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビの文字放送での周知を図っていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## V. 国民健康保険制度の改善について

### 1. 保険料（税）について

★(1)保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】特別会計は特定の収入で特定の支出を賄うもので、一般会計からの繰り入れは、国民健康保険被保険者以外の市民にも負担を求めることとなります。今年度は保険税を引き上げしましたが、急激な保険税の負担増とならないために基金を活用する予定です。今後も被保険者の減少や医療費の推移をみながら税率決定をまいります。

★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】保険税のうち、平等割と均等割については、世帯内の加入者数と加入者の所得状況により7割・5割・2割軽減の適用があり、世帯の被保険者の所得額と被保険者数に基づき低所得世帯に適用しております。加えて、18歳未満の被保険者数の均等割額を全額減免した場合、国民健康保険特別会計に与える影響が大きく昨今の厳しい財政運営の中、実施は困難であります。

★(4)国保料（税）の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください。

【回答】能美市においては、能美市国民健康保険税条例、能美市国民健康保険税減免要綱に基づき減免を実施しております。減免については、あくまでも納税者の担税力の有無により決定すべきと考えますので、対象を限定した基準で行うのではなく、納税相談等で個々の状況を把握し調査したうえで減免要綱に基づき対応したいと考えております。

### 2. 保険料（税）滞納者への対応について

★(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【回答】資格証明書の発行は、可能な範囲で納税いただくことを目的としたものであり、被保険者間の公平性と保険事業の適正な運用を図るため発行しております。発行に当たっては、事前調査において、保険税軽減適用の有無、障害者の有無、医療機関の受診状況、分納誓約の有無とその

履行状況等を確認のうえ、対象者を絞り込み、加えて臨戸訪問による納税相談などを実施したうえで行ってありますが、現在対象者はおりません。

なお、資格証や短期証の対象世帯の18歳未満の子どもさんの保険証については、すべて6か月証を交付しております。

(2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い(10割負担)は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。

【回答】資格証明書を交付されている方が、医療を受ける必要が生じた場合は、国からの通知を踏まえて対応してまいります。短期保険証の発行につきましては、生活状況を確認し接触を図りながら対応してまいりたいと考えております。

★(3)滞納者に対し給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】保険税を納期内納付された方と、長期に渡り多額の滞納となっている方を同様に扱うことは、負担や給付において被保険者間の公平性を保つことに反することとなります。

限度額適用認定証につきましては、国の取扱いに準じ世帯主に、滞納がないことを確認できた場合に交付しています。一部負担金の減免については、納税相談の上、分納誓約の履行状況を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

滞納があっても、特別な事情に起因するものであることを申し出ていただければ、即時保険証を発行しております。

(4)保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】保険税を納期内納付された方と、長期に渡り多額の滞納となっている方を同様に扱うことは、負担や給付において被保険者間の公平性を保つことに反することとなります。能美市では滞納者すべてに短期証を交付してはおりません。個々の世帯の状況にあわせ短期証を交付しております。

★(5)保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】保険税の滞納世帯に対しては、電話催告や文書での送付勧奨を行うとともに、納税相談を通じて世帯状況を把握するよう努めています。分納誓約は、本人の了承に基づき納付可能な額になっており、生活実態を無視した内容ではないと考えております。

差押えにつきましては、差押えになる前に再三、電話や接触を試み最終催告書を送付し実施しています。国民健康保険税以外の市税や料金にも多額な滞納を有している方が多いため、納税課

と連携し今後も適切に対処することといたします。

### 3. 一部負担金の減免制度について

窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。

★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。

【回答】一部負担減免要綱は設けており、基準を上回る内容となっておりますので、現在のところ変更する予定はありません。

なお、具体的な相談があった場合は、生活保護の必要性も勘案し、福祉課につなげ適切な相談や支援がなされています。

②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。

【回答】今後、県内の状況などを参考としながら検討してまいりたいと考えております。

③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】今後、県内の状況などを参考としながら検討してまいりたいと考えております。

④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、(44条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。

【回答】今後、県内の状況などを参考としながら検討してまいりたいと考えております。

⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。

4. 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをした上でホームページでも公開してください。

【回答】公開につきましては、協議会の裁量によるところでもありますので、今後、県内の状況などを参考としながら検討してまいりたいと考えております。

⑥70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】対象世帯の管理や70歳未満の加入喪失などでトラブルとなる可能性があるため、先行自治体の検討状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

### VI. 障害がある人の施策の充実について

★(1)三障害平等という理念に反して、精神保健手帳所持者は心身障害者医療費助成制度の対象になっていません。自立支援医療で減免の仕組みがあるものの、精神の疾病だけが対象で不十分です。精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(全国の過半数以上の市町が実施)

【回答】精神保健福祉手帳1級・2級を所持している方に対し、入院時の自己負担(医療保険対象分)の2分の1を助成しています。

★(2)国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を、償還払いではなく、現物給付(64歳以下同様)に戻すために、県の補助要綱の改正を求める意見を上げてください。

【回答】65歳以上の障害がある人の制度利用の負担軽減の観点からも、県に対し要望をしています。

★(3)通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。

【回答】実施しています。

## VII. 生活相談総合窓口の設置について

★(1)住民の様々な深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。

【回答】H31.4月より住民の身近な3圏域(根上・寺井・辰口)に高齢者・障がい者・生活困窮者等の総合的な相談を受け止める中核機関としてあんしん相談センターを設置しました。あんしん相談センターの後方支援や行政関係課の連携調整の役割を我が事丸ごと推進課が担っております。市の横系プロジェクトチームの相談体制検討部会にて行政関係者が連携し、市民の生活相談を総合的に受け止める体制づくりを進めております。

## VIII. 健診事業・健康づくり事業の推進について

★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。

【回答】健診受診率の向上のため平成30年度より40歳に加え50歳、60歳、70歳の自己負担の無料化や、医療機関健診の自己負担額の引き下げを行い、健診を受けやすくしました。また、健診未受診者対策として、未受診者への受診勧奨通知の発送等健診受診率向上のため対策を講じています。

★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。

【回答】検診受診率を高めるために、節目年齢の方や不定期受診の方に個別の通知にて、受診勧奨しています。受診率向上に向けては、けんしん精度管理委員会でも対策を検討しています。

★(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。

【回答】市の特定健診は国の示す必須項目以外にも以前から追加項目を取り入れて実施しています。特定健診の対象者は40歳~74歳の方で、特定健診項目の内容は全て同じです。特定健診の自己負担については前述のとおり節目年齢の無料化や医療機関健診の自己負担額引き下げを実施しています。

(4)がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。

【回答】がん検診の内容については、国が対策型検診と認めている検査の他に、40歳代の胃内視鏡検査、肺CT検査、前立腺検診を実施しています。また、がんの集団検診は、総合健診として特定健診と同時に受診できるよう年間35回実施しています。医療機関検診でも、10月の2週間特定健診と同時に受診できるよう、医師会に協力をお願いしています。集団検診の受診料金は委託料の

1割以内としています。

(5) 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください

【回答】令和元年度より歯周疾患検診を、40・50・60・70歳の方と血糖値の高い方を対象に実施しています。自己負担は300円です。また、歯科衛生士は常勤で配置はしていませんが、乳幼児健診・幼児食教室・栄養教室等で、複数の歯科衛生士により個別歯科指導や健康教育を実施しています。

(6) 産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】産婦健診の助成は産後1か月の1回です。産後ケアや産後ヘルパー、子育て応援弁当等の支援を充実させています。また、平成30年度より、妊婦の歯科健康診査を無料で実施しています。

(7) WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。

【回答】保育園や小中学校などの関係機関と協力し、子どもの生活リズムの実態把握・課題の明確化を行っています。その中で、遅寝の理由の一つとしてゲームやインターネットの利用があり、ますので、今後、ゲームやインターネットの適切な利用についての教育や啓発活動を関係機関と連携し実施しています。

## IX. 予防接種について

★(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。

【回答】流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）は、一人1回（1歳から就学時前まで）2,000円の助成券を発行しています。子どものインフルエンザは、毎年一人1回（6か月から中学3年生まで）1,000円の助成券を発行しています。令和元年度より、事前申請方式から対象者全員に一斉配付方式に変更しています。ロタウイルスワクチンは、令和2年10月より定期予防接種となります。麻しんにつきましては、定期接種からもれることなく、接種期間内に接種できるよう受診勧奨しています。

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）は介護保険料の段階が1～3段階（非課税世帯）の方は、一部負担額の半額になっております。なお、生活保護世帯の方は無料となっております。また、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種助成は平成26年10月から定期接種となったため平成26年9月で終了しております。

## X. 地域医療構想について（公的病院の存在する市町のみ）

今年、石川県地域医療構想を含めて石川県医療計画が確定して具体化されています。全国では公

的病院の統廃合が進められている状況です。地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。

【回答】先般公表された厚生労働省による「再編統合について特に議論が必要」とする病院リストでは、国の指標となった項目（高度医療の実施有無等）においてその多くに非該当であったことから、リストの対象とされました。当院では常勤医師の減少に対し確保困難な状況が続く現状において収益の減少、経営の悪化を改善できないことから、まずは市内における医療態勢を確保する観点で、市内での医療資源との連携を図り、効果的かつ効率的な医療ができるよう取り組むことで、国の言う再編や地域医療構想にも沿った形で安心のできる地域医療の確保を図っていきたいと考えています。

#### i. 生活保護について(市のみ)

①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問いたです」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護の申請を窓口で阻止することはありえません。生活状況の聴取等で保護が必要な人には早急な対応により支給手続きを進めています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】現在、査察指導員1名、ケースワーカー（現業員）3名を配置しており、国の基準数は満たしています。研修については、国や県主催の新任研修や査察指導員研修など積極的に参加するようにしています。また、社会福祉主事資格取得についても援助を行っています。

※査察指導員 : 社会福祉士資格取得

ケースワーカー : 社会福祉主事資格取得（2名）、今年度受講中（1名）

※国の基準: ケースワーカー1人につき保護受給世帯が80世帯

(3)生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】能美市では自立相談支援事業は委託（社会福祉協議会）で実施していますが、困窮者支援は市と情報共有しながら伴走支援を行い、必要な人には生活保護制度の説明をし、適正な運用に努めています。

★(4)夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。

【回答】生活保護は、国の法定受託事務であり国の基準に基づき実施しています。能美市独自の手当は考えていません。

(5)埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】生活保護の相談者には、実態やニーズ等を伺い、申請の意思を示された方には、制度の概要や趣旨を十分説明し対応しています。また、就労支援については、相談者の意思を尊重し、稼働能力に見合った支援を行っています。仕事については、シルバー人材センターやハローワーク等と連携し、働く場の確保に努めています。

自動車保有については、国の通知に基づき柔軟に対応しています。「生活保護のしおり」への記載については、国の動向を見て判断していきたいと考えています。

※自動車保有（R1.10.1現在） 6人（6台）の保有容認

（内訳）通院：2名、就労（通勤）：4名

★(5)自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架してください。

【回答】生活保護のしおりには、生活保護利用者の権利や義務について明記し、わかりやすく説明しています。申請書は申請意思を確認でき次第、速やかに交付できるようにしています。

★(6)国民健康保険証なみの医療証をつくるよう国に強く要望してください、当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。

【回答】医療機関の受診については、「診療依頼書」を発行し対応していますが、平日を含め、休日、夜間等の緊急時には、「診療依頼書」がなくても医療機関に受診できるように対応しておりますので、医療証については国に要望しておりません。

★(7)資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応してください。

【回答】被保護者の現金、預貯金、動産、不動産等の資産に関する申告は、局長通知において少なくとも12箇月ごとに行うこととされており、生活保護世帯の生計、資産等の状況を適切に把握するために必要です。今後も引き続き本人に十分説明のうえ対応していきます。

